



2025年6月20日

各 位

会社名 タキヒヨー株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 滝 一夫
(コード番号 9982 東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 執行役員人材開発セクションリーダー 大谷 克彦
(TEL 052-587-7020)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8,900株
(3) 処分価額	1株につき 1,569円
(4) 処分総額	13,964,100円
(5) 割当予定先	取締役4名（※） 4,400株 執行役員9名 1,800株 幹部社員27名 2,700株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年5月28日開催の第114期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年

間 35,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 70 百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び幹部社員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 4 名、執行役員 9 名及び幹部社員 27 名（以下、当該取締役及び執行役員を「対象役員」と総称し、当該幹部社員を「対象社員」といい、対象役員及び対象社員を「付与対象者」と総称します。）に対し、本制度の目的、各付与対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計 13,964,100 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 8,900 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

① 対象役員の割当契約における譲渡制限期間

対象役員は、2025 年 7 月 18 日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式 A」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 対象社員の割当契約における譲渡制限の解除条件

対象社員は、2025 年 7 月 18 日（払込期日）から 2030 年 6 月 25 日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式 B」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

① 対象役員の割当契約における譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（対象役員が執行役員である場合には、払込期日の直前の 3 月 1 日から翌年の 2 月末日までの間とし、以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式 A の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式 A の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式 A につき、譲渡制限を解除する。

② 対象社員の割当契約における譲渡制限の解除条件

対象社員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の社員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式 B の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象社員が、譲渡制限期間中に、死亡、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用

期間満了) その他当社が正当と認める理由により当社の社員を退職した場合、当該退職日の翌日をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退職日を含む月までの月数を60で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

① 対象役員の割当契約における組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Aにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

② 対象社員の割当契約における組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を60で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Bにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭(報酬)債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月19日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,569円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、付与対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上